

令和3年度（2021年度）

第2回熊本県公契約に関する条例検討委員会

日時：令和3年（2021年）10月29日（金）

午前10時～（2時間程度）

場所：熊本テルサ2階 ひばり

次 第

1 開会

2 議題

（1）条例の素案のたたき台について

資料 1

（2）取組方針のイメージについて

資料 2

（3）その他

資料 3

3 閉会

第2回熊本県公契約に関する条例検討委員会 出席者名簿

【委員】

委員長	弁護士	わたなべ えみ 渡辺 絵美
委員長代理	熊本県立大学総合管理学部 准教授	いでら みほ 井寺 美穂
委員	熊本県経営者協会 会長	あきおか ひろのぶ 秋岡 廣宣 (代理)専務理事 いわなが ひでのり 岩永 秀則
委員	熊本県建設産業団体連合会 会長	どい たけし 土井 建
委員	日本労働組合総連合会熊本県連合会 会長	ともだ たかゆき 友田 孝行

【事務局（熊本県）】

	会計管理者	手島 和生
出納局 管理調達課	課長	枝國 智一
	審議員	花村 陽子
	主幹	野村 理菜
	参事	須田 英嗣
	参事	大石 加奈子
	主事	石井 匠
商工労働部 労働雇用創生課	課長	中川 博文
土木部 監理課	課長	森山 哲也
	参事	原田 健
土木部 土木技術管理課	課長	桑元 伸二

熊本県公契約に関する条例検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 熊本県が締結する公契約に関する条例の制定に向けて、専門的な見地からの意見を求め、検討するために、熊本県公契約に関する条例検討委員会（以下、「委員会」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 公契約に関する条例の制定に関すること
- (2) その他必要な事項に関すること

(組織)

第3条 委員会は、5人程度で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が依頼する。

- (1) 学識経験者
- (2) 事業者団体の代表者
- (3) 労働者団体の代表者

3 委員会に、委員長を置く。

4 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

5 委員長に事故があるときは、あらかじめ、委員長が指名した者がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、委員長が必要に応じて招集し、委員長がその議長となる。

2 やむを得ない理由のため、会議に出席できない委員は、その指名する者を、代理人として出席させ、意見を述べることができる。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求め、意見を聞くことができる。

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、熊本県出納局管理調達課において処理する。

(雑則)

第6条 この要綱に定めるほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和3年（2021年）6月25日から施行する。

熊本県公契約に関する条例検討委員会委員

氏名	職名
秋岡 廣宣	熊本県経営者協会 会長
井寺 美穂	熊本県立大学総合管理学部 准教授
土井 建	熊本県建設産業団体連合会 会長
友田 孝行	日本労働組合総連合会熊本県連合会 会長
渡辺 絵美	弁護士

第1回熊本県公契約に関する条例検討委員会 概要

1 日 時 令和3年(2021年)8月26日(木) 午前10時から午前11時30分まで

2 場 所 熊本テルサ 1階 テルサルーム

3 出席者

【委員】 渡辺委員長、岩永代理、井寺委員、土井委員、友田委員

【県】 手島会計管理者

(管理調達課) 枝國課長、花村審議員、野村主幹、大石参事

(労働雇用創生課) 中川課長 他

(監理課) 森山課長 他

(土木技術管理課) 桑元課長 他

4 概 要

- 委員会における検討方針*¹を了承。
- 理念型の条例を制定する方向で検討する。
- 条例の構成については、「目的」「基本理念」等事務局提示の構成で了承。
- 次回は、たたき台を検討する。事務局は、主な論点*²について、さらに先行県の状況確認や庁内での検討を進め、たたき台をまとめ、提示する。

* 1 検討方針

全国の公契約条例、特に他の県が制定した条例を参考とし、これまでの熊本県における検討状況、熊本県議会での知事答弁及び第2期熊本県まち・ひと・しごと創生総合戦略の内容をふまえ、本県における公契約条例の制定に向け検討を行う。

* 2 主な論点

- ・対象に指定管理や下請け事業者まで含めるか
- ・推進体制(取組方針の策定と協議会のあり方等)を具体的にどのようなにするか

【主な御意見】

(1) 賃金条項型・理念型について

- 一般的には、賃金の明確化が公契約条例のひとつの目標ではあるが、様々な課題や各々立場の違いもある中、熊本県は何を目指すのかを踏まえて、他県より少しでもよい条例をとっている。 (友田委員)
- 建設業界では新3K(給料・休暇・希望)を目指している。賃金も大切なことであるが、理念型で進めていただきたい。 (土井委員)
- 働き方や事業者の責務についても理念型に含まれる。賃金の下限を入れ込まず、理念型でよいと思う。 (岩永代理)

- 背景には労働環境の問題等様々あるが、賃金下限を設定しても、例えば人員削減等を行うことがあるかもしれない。頑張っている事業所を応援するような内容がよいと思う。
(井寺委員)
- 市町村では、賃金条項型・理念型と両方あるが、都道府県では（現時点で制定されている範囲では）全て理念型だと聞いている。県内全域の賃金の下限を設定するのは難しいところもあるのではないかと聞いている。理念型の方向性でいいと思う。（渡辺委員長）

(2) 基本理念について

- 内容は妥当。県内企業の受注機会の確保に関心。（岩永代理）
- 条例の基本理念は広くつくり、取組方針でしっかりみていくとよい。（土井委員）
- 条例は長期間続いていくものなので、直近の事情よりは、長期的な思いを表すのがよい。その観点から、提案のものでよい。（友田委員）
- 事業者の取組みの評価の検討について、例えば離職率など、実際は数字だけでは見えないうことが多々ある。条例の制定後の運用面では、不公平のないよう願いたい。
(土井委員)

(3) 対象について

- 指定管理は、住民サービスとして利用者対応、施設管理等を行うものであり、対象としていいのではないかと聞いている。（井寺委員・岩永代理）
- 条例施行後に指定管理者制度を対象とするか検討する方法もある。事務手続きの煩雑さなど、実務を含めて検討した方がよい。（土井委員）
- 下請けを対象とするかについては、次回、たたき台の段階で検討したい。
(渡辺委員長)

(4) 推進体制について

- 協議会等は設置する方向でよい。（全委員）
- 条例施行後の履行確認に係る作業をどのように行うのか。履行確認は、契約相手方を細かくみていかないと評価ができない。そこまで求めると事業者側も行政側も大変であるため難しいところはあると思う。（井寺委員）

【今後のスケジュール】

御意見を踏まえて、条例の素案のたたき台を作成し、第2回検討委員会で協議
(10月から11月での開催を予定)

熊本県公契約に関する条例（仮称）の構成

1 目的

県が締結する公契約に関し、基本理念や基本的事項を定めて、質の高い公共サービスの提供、地域経済の発展、県民福祉の向上、持続可能な社会の実現等に寄与することを目的とする。

2 定義

条例の中で用いられる用語の意味を定める

3 基本理念

県が締結する公契約に関する基本的な考え方について定める

- ◆ 適正な契約の締結
 - ・ 透明性、競争の公正性の確保
 - ・ 談合、その他の不正行為の排除
- ◆ 質の高い公共サービスの提供
 - ・ 経済性への配慮
 - ・ 通常見込まれない金額による契約締結の防止 →総合的に優れた内容
 - ・ 価格以外の多様な要素の考慮
- ◆ 誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備や活力ある地域経済の振興を推進
 - ・ 業務従事者の労働環境整備
 - ・ 事業者による雇用環境の整備、多様な人材の活躍等の取組の勘案
 - ・ 県産品の利用の促進、県内企業の受注機会の確保 等
- ◆ 持続可能な社会の実現
 - ・ 事業者による環境への配慮その他持続可能な社会の実現に資する取組の勘案

4 県の責務

基本理念にのっとり、公契約に関する必要な取組を推進することについて定める

5 事業者等の責務

基本理念にのっとり、公契約に基づく債務を履行する者としての責務について定める

- ◆ 関係法令の遵守
- ◆ 契約の適正履行
- ◆ 県が実施する公契約に関する施策への協力

6 推進体制

(1) 県の取組方針

県が取り組むべき方針を設定することについて定める

- ◆ 基本理念を踏まえた公契約に関する施策等に関し、必要な事項

(2) 協議会等の設置

条例を効果的かつ円滑に推進するための協議をする場について定める

- ◆ 必要に応じて協議会等を設置

7 その他

条例の施行に関し必要な事項は、知事が定めること等について定める。

熊本県公契約に関する条例 素案（たたき台）

1 目的

この条例は、公契約に関し、基本理念を定め、県及び事業者等の責務を明らかにし、契約制度の適正な運用、質の高い公共サービスの提供、労働環境の整備及び地域経済の振興を図るとともに、県及び事業者等が相互に協力することにより、持続可能な社会の実現に寄与することを目的とします。

【趣旨】

この条例を制定する目的を定めるもの。

【定義】

公契約とは…地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払いをすべきものをいう。

2 定義

（この条例に必要な定義を定める。）

【趣旨】

この条例で用いられる用語を定義するもの。
※法令関係の所管課と協議して作成していく。

公契約とは…地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 234 条第 1 項の規定により、県が締結する売買、賃借、請負その他の契約で、県がその目的たる給付に対して、対価の支払いをすべきものをいう。

事業者とは…県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。

事業者等とは…事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。

3 基本理念

- (1) 公契約は、その締結に至る過程において、透明性及び競争の公正性が確保されるとともに、談合その他の不正行為が排除されたものでなければならないものとします。
- (2) 公契約は、その履行により提供されるサービスが県民の生活に密接に関係することを踏まえ、より質の高いものとするため、経済性に配慮しつつ、契約の性質又は目的に応じ、適正な履行が通常見込まれない金額による契約の締結の防止を図り、価格以外の多様な要素も考慮するなど総合的に優れた内容のものでなければならないものとします。
- (3) 公契約は、以下により、誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備や活力ある地域経済の振興に資するものとします。
 - ① 公契約は、公契約の履行に係る作業に従事する者の労働環境の整備が図られるよう、適切な措置を講じたものでなければならないものとします。
 - ② 公契約は、その目的及び内容に応じ、事業者による雇用環境の整備及び多様な人材が活躍する社会の実現に資する取組が提案されたものとします。
 - ③ 公契約は、その目的及び内容に応じ、県内に事務所又は事業所を有する事業者の受注の機会を確保するよう努めるとともに、事業者が行う県産品の利用促進その他活力ある地域経済の振興に資する取組が提案されたものとします。
- (4) 公契約は、その目的及び内容に応じ、事業者が行う環境に配慮した事業活動、その他持続可能な社会の実現に資する取組が提案されたものとします。

【趣旨】

条例を適切に運用し、取組を進めるうえでの基本的な考え方を定めるもの。

【定義】

事業者とは…県と公契約を締結し、又は締結しようとする者をいう。

4 県の責務

県は、3の基本理念にのっとり、条例の目的を達成するために必要な取組を推進するものとします。

【趣旨】

この条例の目的を達成するための県の役割を定めるもの

※ 先行県では、以下のような内容を規定しているところもあるが、本県では具体的には「取組方針」で定める。

- (例) ○適正な予定価格の設定 ○適正な契約期間の設定
○適切な事業者の選定方法の選択 ○低入札価格調査制度 等

5 事業者等の責務

- (1) 事業者等は、基本理念にのっとり、公契約に関わる者として社会的な責任を有していることを認識し、法令を遵守するとともに、公契約を適正に履行しなければならないものとしします。
- (2) 事業者等は、県が実施する公契約に関する取組に協力するよう努めるものとしします。

【趣旨】

この条例の目的を達成するために事業者等に求められる役割を定めるもの
※公契約に関わる者として、「事業者等」で整理。

【定義】

事業者等とは…事業者及び下請、再委託、その他いかなる名義によるかを問わず、公契約に係る業務の一部を請け負い、又は受託する者をいう。

6 事業者等との協力

県及び事業者等は、相互に協力し、持続可能な社会の実現を目指すための取組を推進するものとしします。

【趣旨】

県と事業者等が協力して県の施策を推進していくことについて定めるもの。

7 推進体制

(1) 県の取組方針

- ① 県は、基本理念を踏まえた公契約の締結及びその履行を確保するため、県が取組むべき方針（以下「取組方針」という。）を定めるものとしします。
- ② 取組方針には、基本理念を踏まえた公契約に関する取組の総合的かつ効果的な推進を図るために必要な事項を定めるものとしします。

【趣旨】

取組方針を定め、関係機関と連携して進めていくことについて定めるもの。

(2) 意見聴取等

県は、公契約に関して適切な運用を図り、持続可能な社会の実現に向けて公契約に関する取組を効果的かつ円滑に行うため、学識経験者及び関係団体等の意見の聴取等を行うものとしします。

【趣旨】

取組を進めるにあたっては、有識者の御意見を参考にすることについて定めるもの。

※ 学識経験者、関係団体等による会議体を要綱で設置することを想定。

【公契約条例における指定管理者制度の取扱いについて】

指定管理者制度を公契約条例の対象とするかどうかについては、庁内で検討中。

8 その他

この条例に定めるもののほか、必要な事項は、知事が定めるものとしします。

条例の推進体制のイメージ



取組方針のイメージ

1 取組方針の位置づけ

条例第〇条の規定に基づき、条例の基本理念を踏まえた公契約の締結やそれに基づく履行を確保するために、県が取り組む方針を定める。

2 基本理念を踏まえた取組方針

基本理念1 適正な契約の締結

(1) 透明性、競争の公正性の確保

例：1 一般競争入札又は指名競争入札に係る発注の見通しに関する事項について……により公表する。

(2) 談合、その他の不正行為の排除

例：2 ……について談合情報を受け、又は談合情報を知りえた場合は、……に基づき対応する。

基本理念2 質の高い公共サービスの提供

※公契約は、以下により総合的に優れた内容のものとする

(1) 適正な履行が通常見込まれない金額による契約締結の防止

例：3 一般競争入札又は指名競争入札における〇〇制度及び□□制度の見直し。

(2) 価格以外の多様な要素の考慮

例：4 ……に係る△△制度において、事業者の取組に関する評価の見直し。

基本理念3

誰もが安心して働き続けられる労働環境の整備・活力ある地域経済の振興

(1) 業務従事者の労働環境整備

例：5 物品調達及び業務委託契約に係る競争入札参加者資格審査格付において、……していることを評価する。

(2) 事業者による雇用環境の整備、多様な人材の活躍等の取組の勘案

例：6 物品調達及び業務委託契約において、…の審査項目で……を評価する。

(3) 県産品の利用の促進、県内企業の受注機会の確保 等

例：7 物品調達及び業務委託契約において、県内の中小企業者（県内に事務所又は事業所を有する者）からの調達に配慮する。

基本理念4 持続可能な社会の実現

(1) 業者による環境への配慮その他持続可能な社会の実現に資する取組の勘案

例：8 物品調達及び業務委託契約において、…の審査項目で……を評価する。

3 取組方針の推進体制

有識者等による会議体及び庁内検討会において、進捗状況の確認及び意見聴取等を行い、より効果的な施策の推進に繋げる。

公契約条例策定に係るスケジュール（修正）

R3	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
検討委員会等					検討委員会① ※構成		検討委員会② ※たたき台			検討委員会③ ※素案		
				庁内会議①		庁内会議②			庁内会議③			

R4	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
庁内作業等	パブリックコメント		法令審議会資料提出		法令審議会	議案上程	議決					
								・周知・広報、施行準備（関係規程整備その他）				R5 4月・条例施行